

地域包括診療加算・地域包括診療料における施設基準に規定する慢性疾患の指導に係る適切な研修について

日本医師会生涯教育制度を利用して、A001再診料に係る地域包括診療加算およびB001-2-9地域包括診療料の施設基準として規定される「慢性疾患の指導に係る適切な研修」の施設基準を満たすことは可能ですか？

<回答>

可能です。地域包括診療加算および地域包括診療料の施設基準を満たすためには、高血圧症、糖尿病、脂質異常症及び認知症を含む複数の慢性疾患の指導に係る研修であり、服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の主治医機能に関する内容が適切に含まれ、継続的に2年間で通算20時間以上の研修を修了していることが必要です。

日本医師会生涯教育制度を利用する場合は、以下のカリキュラムコードが含まれる講習会等をそれぞれ1時間以上受講する必要があります。

「29 認知能の障害」、「74 高血圧症」、「75 脂質異常症」、「76 糖尿病」

なお、日医かかりつけ医機能研修制度応用研修会、医師会主催研修会、日医eラーニング (<https://med.or.jp/cme/elearning.html>) で上記該当のカリキュラムコードの研修会を受講することで単位を取得することが可能となっております。（※令和4年6月29日付厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その15）」の問3より）

※日医eラーニングのコンテンツ掲載状況は、変更される可能性があります。